

議案第 1 2 2 号

松阪市市民活動センター条例の一部改正について

松阪市市民活動センター条例（平成 17 年松阪市条例第 329 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市民活動センター条例の一部を改正する条例

松阪市市民活動センター条例（平成 17 年松阪市条例第 329 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 多目的ホール

第 9 条第 2 項を次のように改める。

- 2 施設等を利用できる者は、登録団体(登録団体として委員会の承認を得られるまでの期間中の団体にあつては、指定管理者が認めるもの)に限ることとする。ただし、市民活動を支援する企業等及び多目的ホールを利用しようとする者については、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

会議室及び多目的ホール

区分	利用料金
大会議室	1 時間につき 930 円
小会議室 1	1 時間につき 460 円
小会議室 2	1 時間につき 460 円
小会議室 3	1 時間につき 460 円
外会議室	1 時間につき 610 円
多目的ホール	1 時間につき 1,120 円

備考

- 1 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。
- 3 多目的ホールを使用する場合において、営利又は営業上の目的で使用するときの利用料金は、表に規定する額の 2 倍の額とする。

設備

区分	利用料金
印刷機 A3 サイズまで対応(紙代除く。)	マスター 50 円/1 枚
	インク代 50 円/100 枚
複写機・プリンター A3 サイズまで対応。拡大縮小可	白黒 1 枚 10 円 (両面の場合は、20 円) カラー 1 枚 50 円(プリンター)
IT工房（作業室）及び工房内の事務機器	1 時間につき 50 円
メールボックス（文書連絡箱）	1 時間につき 50 円
ロッカー	1 時間につき 110 円
その他活動に必要な設備	(センター内)1 時間につき 210 円
	(持ち出し)1 時間につき 1,050 円

備考

- 1 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 持ち出しについては、実際の利用日を1日とみなす。（貸出・返却に要する日数は、利用日に算入しない。）
- 4 持ち出しについては、最大4日を限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松阪市市民活動センター条例の規定に基づく利用の許可、利用料金の徴収その他の準備行為をすることができる。